別表六（二十三）　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

措法第42条の12の4第2項各号の該当号（経営力向上設備等の該当区分）		1	第1号・第2号（第　項第　号）	第1号・第2号（第　項第　号）	第1号・第2号（第　項第　号）	第1号・第2号（第　項第　号）	第1号・第2号（第　項第　号）
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	指定事業の用に供した年月日	7	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					

法人税額の特別控除額の計算

当期分				前期繰越分			
	取得価額の合計額（(10)の合計）	11	円		差引当期税額基準額残額 (17)－(18)－(別表六(十五)「19」)	21	円
	同上のうち建物及びその附属設備に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (27の計)	22	
	(11)のうち建物及びその附属設備以外の資産に係る額 (11)－(12)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((21)と(22)のうち少ない金額)	23	
	同上のうち特定中小企業者等に係る額	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑮」)	24	
	税額控除限度額 $(12)\times\frac{100}{100}+((13)-(14))\times\frac{7}{100}+(14)\times\frac{10}{100}$	15			当期繰越税額控除額 (23)－(24)	25	
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	16			法人税額の特別控除額 (20)＋(25)	26	
	当期税額基準額 $(16)\times\frac{20}{100}$－(別表六(十五)「14」)	17					
	当期税額控除可能額 ((15)と(17)のうち少ない金額)	18					
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑯」)	19					
	当期税額控除額 (18)－(19)	20					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (27)－(28)
	27	28	29
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			外　円
計		(23)	
当期分	(15)	(18)	外
合計			

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格A4）